



# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を津市で開催しました

- 平成29年6月の改正水防法の施行に伴い、洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は「避難確保計画作成」及び「訓練の実施」が義務化。全国的に作成率が低い（平成29年3月末現在：約8%）避難確保計画作成を促進するため、津市をモデルにして、全国で初めて作成を支援する講習会を開催。得られた知見は全国の自治体や施設に共有。
- 講習会は、11月7日(火)の前期と11月30日(木)の後期の2回を予定。前期講習会では、過去の災害・地域の水害特性・防災情報の入手方法等の説明と併せて、計画作成時のポイントを説明。事前申込登録のあった95施設（全体の約63%）の関係者が講習会に参加。
- 後期講習会では、ワールド・カフェにより、計画作成に当たっての課題点や工夫した点等を施設間で共有。

## 【前期講習会概要】

- ・主 催：国土交通省中部地方整備局、三重河川国道事務所
- ・共 催：三重県、津市
- ・日 時：平成29年11月7日(火) (14:00～16:00)
- ・会 場：アスト津 4階 アストホール
- ・出席者：約160名

## 【議事次第】

- ・特別講演：三重大学大学院 川口 准教授
- ・話題提供：気象庁津地方気象台  
国土交通省三重河川国道事務所
- ・津市における災害時の防災情報伝達について：津市危機管理部
- ・避難確保計画作成方法について：国土交通省中部地方整備局



前期講習会の開催状況



三重大 川口 准教授による特別講演